



The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

2024

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 千葉市美浜区幸町二丁目1番2号
当行本店7階会議室
(裏表紙の株主総会会場のご案内をご覧ください。)

▶ 目次

第102回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	7
計算書類	34
連結計算書類	36
監査報告書	38
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	43
第2号議案 取締役9名選任の件	44
第3号議案 監査役1名選任の件	55
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	59
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	61
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	62
第7号議案 取締役に対する株式報酬 型ストックオプション報 酬額改定の件	63

株式会社 千葉興業銀行

証券コード：8337

ごあいさつ

株主のみなさまには、
平素より千葉興業銀行グループをご利用、
お引き立ていただきまして、
誠にありがとうございます。

第102回定時株主総会の開催にあたり、
ここに招集ご通知をお届けいたしますので、
ご高覧いただければ幸いに存じます。

取締役頭取

梅田 仁司



企業理念

地域とともに

私たちは、地域とともに歩む銀行として、人々の幸せを求めて、豊かなふるさとづくりに努めます。

お客さまのために

私たちは、積極的にお客さまのニーズに応え、創造性を発揮し、より質の高いサービスの提供に努めます。

「親切」の心で

私たちは、心のふれあいを大切にし、自己を磨き、親切ナンバーワンをめざします。

証券コード 8337
2024年6月3日

株 主 各 位

千葉市美浜区幸町二丁目1番2号
株式会社 千葉興業銀行
取締役頭取 梅田 仁司

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第102回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/ir/soukai.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8337/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（千葉興業銀行）又は証券コード（8337）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、議決権行使書面に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

2 場 所 千葉市美浜区幸町二丁目1番2号 当行本店7階会議室

3 目的事項 報告事項 1. 第102期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第102期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 監査役の報酬額改定の件
第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、本招集ご通知2ページに記載の当行ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記①、②及び③の事項も含まれております。

(2) インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

(3) ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

(5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当行にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにごアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※株主総会資料…株主総会参考書類(議案)、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】

みずほ信託銀行 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル 0120-524-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)

◎株主総会会場にご来場いただいた株主様へのお土産の配布はございません。

◎当日は節電対応のため、軽装にてご対応させていただきますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

◎株主総会当日の様様につきましては、後日当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に公開する動画にてご視聴いただくことができます。撮影に際し、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書面のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

0000 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

0000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書面はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書面右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第102期 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、主として千葉県内の本支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務のほか、日本銀行歳入代理店等の代理業務、貸金庫業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務などの付帯業務を行い、幅広い金融商品・サービスの提供をとおして地域に密着した営業活動を展開しております。

ロ. 金融経済環境

2023年度の国内経済は、コロナ禍からの社会・経済活動の正常化が進みました。国内景気は、物価高や円安の影響を受けながらも、好調な企業業績を背景に賃上げの気運が拡大し、17年ぶりとなる政策金利の引き上げが実施されるなど、緩やかな回復基調にあります。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、成田空港の国際線外国人旅客数が過去最高を更新するなど人流の制約が解除されたことなどもあり、個人消費や住宅建設、企業の設備投資、企業景況感などは、一部に弱さがみられるものの、全体的には緩やかに持ち直しております。

ハ. 事業の経過及び成果

2023年度の取組み

長期経営ビジョン「親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける」のもとに、親切な相談相手としてお客さまに幸せをもたらす多様な潜在ニーズを共有し、その実現に向けて伴走し続けることで、選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のある企業グループとなることを追求してまいりました。

その実現に向け、2022年4月に中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ～C K B コミュニティ確立に向けて 1stステージ～」をスタートさせ、長期経営戦略である“C K B コミュニティ”の確立に向けた3つの基盤（組織基盤・営業基盤・経営基盤）を構築するために、各種施策を積極的に展開してまいりました。

組織基盤～生産性向上に向けて～

DXへの取組み

お客様の利便性向上と業務効率化による営業体力の捻出のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）による既存ビジネスの変革に取り組んでおります。預金・融資を含めあらゆる取引をデジタルベースに変えていき、正確で効率性の高い業務基盤を確立させていく取組みを進めました。

来店不要や在店時間短縮を実現するために、営業店窓口取引のデジタル化・セルフ化を実現する「店頭タブレットシステム」の機能を拡充し、「住宅ローン電子契約サービス」の導入によるペーパーレス化や業務効率化の促進とお客さまの自署・捺印などの負担の軽減、振込などのお取引をアプリ内で完結させる「ちば興銀アプリ」のリニューアルなどの取組みを行ってまいりました。

法人のお客さまに対しては、「ちば興銀ビジネスポータル」の機能拡充によるお客さまの利便性向上とあわせて、お手続きのデジタル化による行員の生産性向上により、コンサルティングの質・量の増加を図りました。

また、既存ビジネスの変革やお客さまのサポートをDXスキルにより下支えするために、行内研修の実施やITパスポートなどの資格取得の奨励によりDX人材の育成を行っております。

従業員のエンゲージメント向上

本部各部で求人募集し、従業員の希望とマッチングさせる「CKBジョブマッチング」や、行内兼務制度「CKBダブルジョブ」、「フレックスタイム制」、「副業・兼業制度」など、行員が最大限に能力を発揮し、活躍ができる体制構築を図りました。また、子育て中や結婚・出産を控えている従業員及びその配偶者などを対象とした「パパ・ママ・スマイルセミナー」を開催し、従業員の仕事と育児・家庭の両立の支援を行っております。

ダイバーシティ推進

年齢、性別、雇用形態に影響されない能力本位の人材活用理念を掲げており、「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍推進」を重視し行員ひとりひとりの価値観や生活を大切にしている取組みを行っております。また、特定の分野に精通した豊富な知識や経験、高いスキルをもつ専門人材を中途採用し、ビジネスの高度化や社内の活性化を図っております。

営業基盤～幸せのデザインに向けて～

物価高騰や人手不足等の影響を受け、厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況のなか、当行では、中小企業等のお客さまがこの困難を乗り切り、さらなる成長を実現するための幅広い対応をすべく、資金繰り支援のみならず、ビジネスモデルの変革、DX化への取組み等、多岐にわたる経営課題についてのソリューション展開や、事業の継続・拡大のための各種コンサルティング活動に積極的に取り組みました。

個人のお客さまにつきましては、さまざまなライフプラン・資金運用ニーズにお応えできるよう、定期預金、投資信託、保険等の商品ラインアップ充実に努めてまいりました。

バリューサポート運営を通じたソリューションのご提案

お客様の企業価値向上を支援する「バリューサポート運営」では、お客さまとの徹底した対話を行うことにより、「事業承継」、「人材関連」、「経営効率化」、「DX」、「脱炭素」の5大ニーズを中心に、お客様の潜在的な課題やニーズの掘り起こしと、課題解決に向けたソリューションの提供に取り組んでおります。また、営業本部内に設置しているコンサルティングサポートデスクや5大ニーズに対応する専門チームを拡充・強化し、営業店と連携することで高度コンサルを展開し、お客様の課題解決をサポートしております。

対面コンサルティングによるライフプランニングに応じた最適なお提案

個人のお客さまのさまざまなライフプラン・資金運用ニーズにお応えできるよう、定期預金、投資信託、保険等の商品ラインナップ充実に努めました。また、ライフイベントごとのお客さまのご意向を把握・共有し、運用ニーズだけでなく、「贈与」、「相続」、「介護」等のニーズに最適なライフプランニングのご提案をしました。ご提案の際には、相続・事業承継シミュレーション、ライフプランシミュレーションといったライフプラン関連ツールを活用し、シミュレーション結果をお客さまと共有、対話することにより、課題解決につながるよう取り組みました。

経営基盤～サステナブルな経営に向けて～

サステナビリティへの取り組み

当行は、企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」に基づき、選定した3つのサステナビリティ重点項目(マテリアリティ)のもと、地域に根ざし、地域とともに存続・発展する地域金融機関の社会的責任として各事業活動を展開しております。

2023年8月には2050年度までにCO₂排出量をゼロにするカーボンニュートラル宣言をいたしました。また、中長期的なKPI (Key Performance Indicator) であるESG投融資・サステナブルファイナンス実行額とCO₂排出量削減目標の上方修正を行い、社会課題・環境課題の解決に向けた取組みを積極的に行っております。

サステナビリティに関するマテリアリティごとの取組みについては、64ページ記載の「千葉興業銀行のサステナビリティへの取組み」をご覧ください。

これらの取組みにより、環境分野の国際的な非政府組織であるCDPが実施した2023年度の気候変動に関する調査において、気候変動に対する取組みや情報開示が優れた企業として、日本企業の上位約3割にあたる「Bスコア」の評価を受けております。

2023年度業績

預金等

当期末の預金残高は、引き続き、個人、法人のお客さまともに増加し、2023年3月末比503億円増加の2兆8,846億円となりました。投資信託や年金保険等の預かり資産残高は、長期投資による資産形成のご提案や、相続対策ニーズへの対応などから取扱いが堅調に推移した結果、同566億円増加の4,393億円となっております。

貸出金

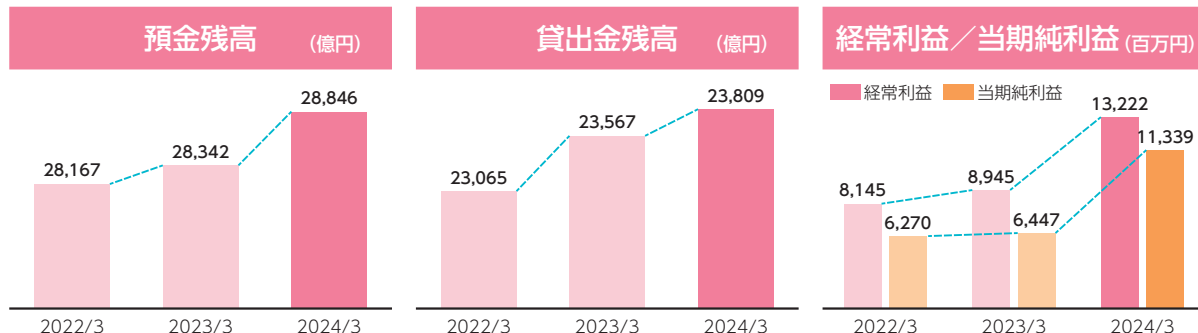
当期末の貸出金残高は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、2023年3月末比241億円増加の2兆3,809億円となりました。このうち中小企業向け貸出金残高は、同467億円増加の1兆2,924億円となっております。

有価証券

当期末の有価証券残高は、金利環境が大きく変化する中、ポートフォリオの改善を図るため、満期保有目的の債券等の購入を行った結果、2023年3月末比251億円増加の5,243億円となりました。

損益状況

損益につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したこと等から資金利益が増加しました。また、コンサルティング活動による預かり資産販売手数料や法人関係手数料が好調に推移し、役員取引等利益も増加しました。人件費や物件費の上昇を要因として経費が増加したものの、株式等関係損益の増加等により臨時損益が増加した結果、経常利益は前期比42億76百万円増加の132億22百万円、当期純利益は同48億92百万円増加の113億39百万円となりました。



二. 対処すべき課題

当行が営業基盤とする千葉県には、620万人を超える人口があり、交通インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。

当行を取り巻く経済環境においては、経済活動正常化の進展を背景に景気は緩やかに回復する一方、物価高や人手不足、DXや脱炭素に向けた対応など、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。また、日銀のマイナス金利解除による金融政策の軌道修正により、今後の政策金利の更なる引き上げへの思惑を強めるなど、市場金利及び先行きの経済環境の不確実性が高まっています。

このような環境の中、当行は2022年4月より中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト2025～CKBコミュニティ確立に向けて1stステージ～」をスタートさせ、同中期経営計画の対象となる3年間を、長期経営戦略「CKBコミュニティ」の確立に向けて『組織』『営業』『経営』の3つの基盤を構築するステージと位置付け、取り組んでおります。

「組織基盤」では、前中期経営計画で実施してきたペーパーレスや、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング※1）をはじめとした効率化の動きを全行的なものとしてビジネスモデル全体にまで発展させていく取り組みで、預金・融資を含め、あらゆる取引をデジタルベースに変えていくことを目指していきます。

また、「営業基盤」では、これまでに確立してきた「考えて動く」というコンサルティング考動の基本姿勢をベースとして、これをより効果的・効率的に、金融分野にとらわれず、デジタルという手段を活用しながら、今まで以上にお客さまとのつながり、更には絆を深め、親密度を高めていくという取組みを進めております。デジタルの活用により時間・場所の制約から解放されるサービス提供体制を構築することで、お客さまの利便性追求とともに、コンサルティングに注力できる営業体制を実現します。これにより、伴走型コンサルティングを中心に、お客さまの幸せをデザインし続けるとともに、当行の強みである親しみやすさや相談しやすさをデジタル上でも体現できる仕組みを構築します。これらを支えるため、当行の経営基盤のさらなる強化にも同時に取り組んでまいります。

最終年度となる2024年度についても、中期経営計画を全職員が一丸となり取り組むことで、長期経営ビジョンである「親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける」姿を実現し、お客さまをはじめとしたステークホルダーと当行の持続的な成長及び当行企業価値の向上に努めてまいります。

※1…BPRとは、ビジネスのプロセスを抜本的に再設計しなおすことをいいます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	2,781,665	2,816,778	2,834,230	2,884,617
定期性預金	941,191	899,942	836,656	799,245
その他	1,840,473	1,916,835	1,997,573	2,085,371
貸 出 金	2,297,615	2,306,598	2,356,768	2,380,939
個人向け	859,095	872,482	843,226	822,971
中小企業向け	1,153,372	1,173,362	1,245,688	1,292,475
その他	285,149	260,753	267,854	265,493
商品有価証券	132	154	89	136
有 価 証 券	528,602	519,751	499,207	524,397
国 債	30,007	40,502	40,997	99,050
その他	498,595	479,249	458,210	425,346
総 資 産	3,228,092	3,550,485	3,160,827	3,208,586
内国為替取扱高	9,110,482	9,349,335	9,574,040	9,792,248
外国為替取扱高	百万ドル 1,095	百万ドル 1,185	百万ドル 1,140	百万ドル 1,207
経 常 利 益	6,645	8,145	8,945	13,222
当 期 純 利 益	4,679	6,270	6,447	11,339
1株当たり当期純利益	円 銭 55 91	円 銭 83 82	円 銭 91 57	円 銭 180 94

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{優先配当額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,238人
平均年齢	39年10月
平均勤続年数	15年9月
平均給与月額	404千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
千葉県	16店（うち出張所 1）
その他県内	62店（うち出張所 5）
東京都	2店（うち出張所—）
合計	80店（うち出張所 6）

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を117か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当ございません。

- (注) 1. 当年度において、店舗外現金自動設備を

- ・船橋市本町3丁目（船橋市）
 - ・カスミフードスクエア千城台（千葉市）
 - ・アビイクオーレ（我孫子市）
- の以上3か所を新設いたしました。

2. 当年度において、店舗外現金自動設備を

- ・東金（東金市）
 - ・千城台（千葉市）
 - ・我孫子駅前（我孫子市）
- の以上3か所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,737
---------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗建物新築・建替・購入	365
事務機械の新設入替	638

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

当行は親会社はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
千葉総合リース株式会社	千葉市中央区富士見一丁目1番17号	総合リース業務	百万円 90	% 5.00	—
ちば興銀カードサービス株式会社	千葉市中央区本千葉町4番5号	信用保証業務・クレジットカード・金銭貸付業務	100	100.00	—
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	千葉市美浜区幸町二丁目2番2号	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理・計算受託業務	30	5.00	—

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行が保有するちば興銀カードサービス株式会社の全株式を全国保証株式会社へ譲渡することを目的として、2024年2月28日付で基本合意書を締結しております。
 4. 2024年2月26日に公表いたしました地域商社「株式会社ちばくる」（当行100%出資子会社）の設立につきましては、2024年4月1日付で設立を完了しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ、決済アプリや電子マネーなどへのチャージサービスを行っております。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらばし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
青柳俊一	取締役会 長部	—	—
梅田仁司	取締役頭取（代表取締役）・CEO 秘書	—	—
松丸隆一	取締役副頭取（代表取締役）・COO 副頭取 執行役員 人事部	—	—
神田泰光	常務取締役・常務執行役員 デジタルイノベーション部、市場金融部、総務部	—	—
白井克己	常務取締役・常務執行役員 営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）	—	—
戸谷久子	取締役（社外取締役）	—	—
山田英司	取締役（社外取締役）	株式会社極洋 社外取締役 平和不動産株式会社 社外取締役	—
杉浦哲郎	取締役（社外取締役）	—	—
加藤重人	常勤監査役	—	—
横山均	常勤監査役	—	—
菊川隆志	監査役（社外監査役）	明治安田生命保険相互会社 取締役	—
豊島達哉	監査役（社外監査役）	財形信用保証株式会社 非常勤監査役	—

(注)取締役戸谷久子氏、山田英司氏、杉浦哲郎氏、監査役菊川隆志氏および豊島達哉氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当該方針の決定の方法

後記基本方針の下、取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」において当該方針について審議を行い、かかる審議を踏まえて、2021年2月25日開催の取締役会において、当該方針を決議いたしました。

(注) なお、上記「ガバナンス委員会」は、2022年4月1日付で「指名・報酬等諮問委員会」に改組されております。

当該方針の内容の概要

基本方針

様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬及び業績連動報酬）と株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬は、その中立性及び独立性を高めるため、固定報酬のみとしております。

固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は月例とし、役位職責、在任年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定します。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」を指標とし、毎年6月に年1回支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、以下のとおり支給します。なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

- ・新株予約権の割当ての対象者

当行取締役（社外取締役を除く）

- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当行普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とします（以下「付与株式数」といいます。）。

なお、割当日後に当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- ・新株予約権の総数

1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

- ・新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル（※）等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。
- ・新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当行取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- ・新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承諾を要するものとします。
- ・行使時に交付すべき株式の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。
- ・取得条項の内容
ア 以下の①、②、③、④又は⑤のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - ③当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

イ 前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で新株予約権を取得し消却することができるものとする。

・その他の内容

新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。

※…ブラック・ショールズモデルとは、原資産の現在価値、権利行使価格、行使期間等を用いるオプションの理論価格計算のモデル。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬等諮問委員会が当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (対象となる役員の員数)	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬		非金銭報酬等
			固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役	8名	156	114	30	12
(うち社外取締役)	(3名)	(21)	(21)	(—)	(—)
監 査 役	4名	41	41	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(10)	(10)	(—)	(—)
計	12名	197	155	30	12

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬に係る指標は、代表取締役である取締役は「当期利益計画の達成状況」とし、代表取締役以外の取締役は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」としております。当該指標を選択した理由は、取締役の当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、達成状況や業務執行に応じ、基準額の0%～130%の範囲で変動いたしますが、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標（当期利益計画）は65億円で、実績は113億円（達成率は173%）となりました。各役員の業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。

3. 非金銭報酬等の内容は当社が発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、割当ての条件等は、「イ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」のとおりであります。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内、また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

6. 当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の個人別の報酬額は、「指名・報酬等諮問委員会」の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の個人別の報酬額は監査役の協議で決定します。

7. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
戸 谷 久 子	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山 田 英 司	
杉 浦 哲 郎	
菊 川 隆 志	
豊 島 達 哉	

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	<p>会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされておりますが、被保険者ごとの損害賠償請求てん補限度額及び総てん補限度額が定められております。</p> <p>加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。</p>

※2024年3月1日以降有価証券報告書公表予定日（6月末）の間に締結する役員等賠償責任保険契約はありませんが、保険期間を「2023年10月1日～2024年10月1日」とする役員等賠償責任保険契約について上記の内容で締結しており、期日到来後、当該契約は更新の予定です。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
戸谷久子	—
山田英司	株式会社極洋 社外取締役、平和不動産株式会社 社外取締役
杉浦哲郎	—
菊川隆志	明治安田生命保険相互会社 取締役
豊島達哉	財形信用保証株式会社 非常勤監査役

- (注) 1.明治安田生命保険相互会社は当行の株主であり、当行とは預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口において同社保険商品の取扱いを行っております。
 2.株式会社極洋、平和不動産株式会社及び財形信用保証株式会社と当行との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
戸谷久子	8年9か月	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち、16回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。千葉県での地方行政の豊富な経験と実績を有しており、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場で地方創生やサステナビリティ推進に対する助言を行う等、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
山田英司	6年9か月	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち、16回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。システム関連の会社役員として豊富な経験と実績を有しており、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場でITやDXに関わる助言を行う等、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
杉 浦 哲 郎	4年9か月	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち、16回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。みずほ総合研究所株式会社（現・みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務める等エコノミストとしての知見・経験を有しており、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場で金融・経済動向に関わる助言を行う等、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
菊 川 隆 志	2年9か月	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち、16回に出席しております。(出席率100%) また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち、14回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。明治安田生命保険相互会社等の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行う等、同監査役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
豊 島 達 哉	1年9か月	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち、16回に出席しております。(出席率100%) また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち、14回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。S O M P Oホールディングスグループ会社の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行う等、同監査役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

(3) 社外役員の意見
該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数

普 通 株 式	296,000千株	第 二 種 優 先 株 式	5,000千株
第 四 種 優 先 株 式	7,500千株		
第 1 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 6 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 7 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 8 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 9 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株	第 10 回 第 五 種 優 先 株 式	700千株
第 1 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 6 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 7 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 8 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 9 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株	第 10 回 第 六 種 優 先 株 式	700千株
第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株	第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株
第 3 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株	第 4 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株
第 5 回 第 七 種 優 先 株 式	700千株		

(注) 第 1 回ないし第 10 回 第 五 種 優 先 株 式 の 発 行 可 能 種 類 株 式 総 数 は 併 せ て 2,500,000 株、
第 1 回ないし第 10 回 第 六 種 優 先 株 式 の 発 行 可 能 種 類 株 式 総 数 は 併 せ て 2,500,000 株、
第 1 回ないし第 5 回 第 七 種 優 先 株 式 の 発 行 可 能 種 類 株 式 総 数 は 併 せ て 2,500,000 株を
それぞれ超えないものとしております。

発行済株式の総数

普 通 株 式	62,222千株	第 二 種 優 先 株 式	2,500千株
第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	301千株	第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	653千株
第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	4千株		

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普 通 株 式	9,984名	第 二 種 優 先 株 式	1名
第 2 回 第 六 種 優 先 株 式	13名	第 1 回 第 七 種 優 先 株 式	177名
第 2 回 第 七 種 優 先 株 式	383名		

(3) 大 株 主
イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,483千株	12.60%
ARIAKE MASTER FUND	5,094	8.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	4,227	7.12
立 花 証 券 株 式 会 社	3,508	5.91
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E □)	2,095	3.53
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,763	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,389	2.34
千 葉 興 業 銀 行 行 員 持 株 会	1,281	2.15
坂 本 飼 料 株 式 会 社	1,249	2.10
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,158	1.95

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(2,867,435株)を控除して、算出しております。
 4. 持株比率における自己株式には、従業員向け株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式は含まれておりません。
 5. J-ESOPが信託財産として保有する当行株式は2,095,280株です。

ロ 第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,500千株	100.00%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ハ 第2回第六種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東京建物株式会社	50千株	16.61%
芙蓉総合リース株式会社	50	16.61
みずほリース株式会社	50	16.61
安田不動産株式会社	50	16.61
株式会社フレックス	30	9.96
福岡ひびき信用金庫	25	8.30
成田山新勝寺	15	4.98
学校法人東京聖徳学園	10	3.32
株式会社オリエンタルランド	5	1.66
公益財団法人日産財団	5	1.66
平和紙業株式会社	5	1.66
真岡信用組合	5	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

二 第1回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
大成建設株式会社	40千株	6.12%
沖電気工業株式会社	20	3.06
株式会社クレス	20	3.06
住友不動産株式会社	20	3.06
東京建物株式会社	20	3.06
明治安田生命保険相互会社	20	3.06
株式会社ヤクルト本社	18	2.75
芙蓉総合リース株式会社	16	2.45
サッポロホールディングス株式会社	12	1.83
イオン株式会社	10	1.53
株式会社カクタ	10	1.53
キッコーマン株式会社	10	1.53
坂本飼料株式会社	10	1.53
損害保険ジャパン株式会社	10	1.53
成田山新勝寺	10	1.53
平山恒産株式会社	10	1.53
フクダ電子株式会社	10	1.53
安田不動産株式会社	10	1.53

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. なお本事業年度後である2024年5月2日付で、第1回七種優先株式に係る自己株式の一部（171,500株、8,575百万円）の取得及び消却の手続きを完了しております。

ホ 第2回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
坂本飼料株式会社	0千株 (300株)	6.34%
成田山新勝寺	0 (300)	6.34
安房運輸株式会社	0 (255)	5.38
株式会社堀江商店	0 (200)	4.22
妙中鉱業株式会社	0 (200)	4.22
株式会社千葉マツダ	0 (200)	4.22
学校法人東京聖徳学園	0 (200)	4.22
株式会社クレスクス	0 (200)	4.22
浅川剛	0 (157)	3.31
株式会社津久勝	0 (100)	2.11
山一興産株式会社	0 (100)	2.11
鎌ヶ谷巧業株式会社	0 (100)	2.11
株式会社大西熱学	0 (100)	2.11
宗教法人立正安国会	0 (100)	2.11
株式会社内山アドバンス	0 (100)	2.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。なお、括弧書にて1株単位の持株数も表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(2株)を控除して、算出しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘	61	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する助言業務を委託し、対価を支払っています。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中桐 徹		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額はこれらの合計額を記載しています。
4. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の体制の整備に係る基本方針を取締役会において決議しております。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
 - ②コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
 - ③部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
 - ④コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
 - ⑤取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
 - ⑥反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行グループ行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
 - ⑦業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
 - ⑧法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報窓口を設置しております。
2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
 - ②取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
 - ③株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）を制定して広報・IR活動の充実を図っております。
3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
 - ②方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
 - ③リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
 - ④当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
 - ② 取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
 - ③ 取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。
5. 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- 当行は、連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。
- (2) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的に管理しております。
- (3) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。
- (4) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
 - ② 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。
6. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

7. 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
 - ② 監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。
8. 当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
- ① 取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告のほか、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
 - ② その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
 - ③ なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (2) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- ① 当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
 - ② 連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。
10. 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査役会において監査役職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。
11. その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
 - ② 代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
 - ③ 監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

また、各体制に基づく、本事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 反社会的勢力対応を含むコンプライアンス対応について、事業年度中の対応結果・実績を取締役に報告しました。また、コンプライアンス委員会を事業年度において8回開催し、コンプライアンスについて組織横断的な議論を実施しました。
 - 内部監査については、監査結果を含む活動状況報告及び品質評価結果を取締役に報告しました。
 - 内部通報制度に係る運用状況を、半期毎に取締役会に報告しました。
2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役会及び経営会議等の議事録について、適切に保管・管理を行いました。
 - 広報活動については、年2回のディスクロージャー誌の発行に加えて、機関投資家向け決算説明会を開催しました。また、ビデオオンデマンド形式にて説明動画及び資料を当行ホームページ上にて公開しております。当行の活動について広くご理解いただくため、適宜プレスリリースを実施しました。
3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理委員会を、事業年度において12回開催し、リスク管理における重要事項を組織横断的に共有・議論しました。
 - 危機管理委員会を事業年度において3回開催し、危機管理における重点施策及び平常時における事前施策を策定しました。
4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 中期経営計画の進捗状況について、四半期毎にフォローを行いました。
 - 取締役会の権限の一部を経営会議及び各執行役員に委譲のうえ運営し、効率的な業務執行を図りました。
5. 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - グループ内において、各社の経営計画ならびにコンプライアンス及びリスク管理に係る実績・取組結果について共有しました。
6. 当行の監査役の監査を支える体制
 - 監査役は、取締役会等の諸会議に出席し、また当行及びグループ各社の代表取締役と定期的に面談を実施することにより、当行グループ全体の経営状況及び業務執行状況の把握を図りました。また、監査役は、当行の内部監査部門及びグループ各社の監査役より、監査結果を含む活動状況報告等について報告を受けることにより、グループ各社における業務執行の適法性及び有効性を確認しました。

第102期末 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	258,921	預金	2,884,617
現金	34,010	当座預金	85,293
預け金	224,911	普通預金	1,958,977
買入金銭債権	97	貯蓄預金	28,695
商品有価証券	136	通知預金	3,224
商品地方債	136	定期預金	799,244
有価証券	524,397	定期積金	1
国債	99,050	その他の預金	9,180
地方債	137,532	譲渡性預金	105,200
社債	126,713	借入金	14,700
株式	47,731	借入金	14,700
その他の証券	113,369	外国為替	135
貸出金	2,380,939	外国他店預り	131
割引手形	4,834	売渡外国為替	3
手形貸付	34,462	その他負債	13,617
証書貸付	2,134,096	未払法人税等	1,949
当座貸越	207,546	未払費用	1,754
外国為替	3,246	前受収益	706
外国他店預け	1,845	給付補填備金	0
買入外国為替	333	金融派生商品	888
取立外国為替	1,067	金融商品等受入担保金	1,335
その他資産	18,845	リース債務	127
前払費用	11	その他の負債	6,855
未収収益	2,275	退職給付引当金	2,699
先物取引差入証拠金	9	株式給付引当金	224
金融派生商品	1,591	睡眠預金払戻損失引当金	44
その他の資産	14,956	偶発損失引当金	265
有形固定資産	18,665	繰延税金負債	1,354
建物	6,044	支払承諾	7,167
土地	10,806	負債の部合計	3,030,026
リース資産	127	純資産の部	
その他の有形固定資産	1,687	資本金	62,120
無形固定資産	2,598	資本剰余金	6,971
ソフトウェア	2,352	資本準備金	6,971
その他の無形固定資産	245	利益剰余金	95,549
支払承諾見返	7,167	利益準備金	7,099
貸倒引当金	△6,429	その他利益剰余金	88,449
		繰越利益剰余金	88,449
		自己株式	△2,338
		株主資本合計	162,303
		その他有価証券評価差額金	15,827
		繰延ヘッジ損益	284
		評価・換算差額等合計	16,111
		新株予約権	145
		純資産の部合計	178,560
資産の部合計	3,208,586	負債及び純資産の部合計	3,208,586

第102期 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		49,665
資金運用収益	31,923	
貸出金利息	22,393	
有価証券利息配当金	8,635	
コールローン利息	468	
預け金利息	235	
その他の受入利息	190	
役務取引等収益	12,851	
受入為替手数料	1,277	
その他の役務収益	11,573	
その他業務収益	175	
商品有価証券売却益	0	
国債等債券売却益	31	
金融派生商品収益	143	
その他経常収益	4,715	
貸倒引当金戻入益	305	
償却債権取立益	372	
株式等売却益	3,790	
その他の経常収益	246	
経常費用		36,442
資金調達費用	668	
預金利息	157	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	△8	
債券貸借取引支払利息	2	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	71	
その他の支払利息	442	
役務取引等費用	4,568	
支払為替手数料	144	
その他の役務費用	4,423	
その他業務費用	3,891	
外国為替売却損	55	
国債等債券売却損	486	
国債等債券償還損	3,323	
国債等債券償却	25	
営業経費	24,936	
その他経常費用	2,378	
貸出金償却	1,510	
株式等売却損	226	
株式等償却	0	
その他の経常費用	640	
経常利益		13,222
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		819
固定資産処分損	96	
減損損失	722	
税引前当期純利益		12,412
法人税、住民税及び事業税	2,716	
法人税等調整額	△1,643	
法人税等合計		1,073
当期純利益		11,339

第102期 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		54,584
資金運用収益	27,830	
貸出金利息	22,401	
有価証券利息配当金	4,533	
コールローン利息及び買入手形利息	468	
預け金利息	235	
その他の受入利息	190	
役務取引等収益	13,736	
その他業務収益	175	
その他経常収益	12,842	
貸倒引当金戻入益	244	
償却債権取立益	376	
その他の経常収益	12,221	
経常費用		44,334
資金調達費用	755	
預金利息	157	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 8	
債券貸借取引支払利息	2	
借入金利息	84	
その他の支払利息	517	
役務取引等費用	4,005	
その他業務費用	3,891	
営業経費	25,145	
その他経常費用	10,536	
その他の経常費用	10,536	
経常利益		10,250
特別利益		9
固定資産処分益	9	
特別損失		822
固定資産処分損	99	
減損損失	722	
税金等調整前当期純利益		9,437
法人税、住民税及び事業税	3,070	
法人税等調整額	△1,190	
法人税等合計		1,880
当期純利益		7,557
非支配株主に帰属する当期純利益		128
親会社株主に帰属する当期純利益		7,428

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社 千葉興業銀行 監査役会

常勤監査役 加藤 重人 ㊞

常勤監査役 横山 均 ㊞

社外監査役 菊川 隆志 ㊞

社外監査役 豊島 達哉 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式	1株につき金	10円	総額	593,546,100円
当行第二種優先株式	1株につき金	104円	総額	260,000,000円
当行第2回第六種優先株式	1株につき金	300円	総額	90,300,000円
当行第1回第七種優先株式	1株につき金	900円	総額	587,700,000円
当行第2回第七種優先株式	1株につき金	9,000円	総額	42,579,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬等諮問委員会」による審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名							現在の当行における地位
1	あお 青	やぎ 柳	しゅん 俊	いち 一	再任			取締役会長
2	うめ 梅	だ 田	ひと 仁	し 司	再任			取締役頭取（代表取締役）
3	まつ 松	まる 丸	りゅう 隆	いち 一	再任			取締役副頭取（代表取締役）
4	かん 神	だ 田	やす 泰	みつ 光	再任			取締役常務執行役員
5	しら 白	い 井	かつ 克	み 己	再任			取締役常務執行役員
6	と 戸	や 谷	ひさ 久	こ 子	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
7	やま 山	だ 田	えい 英	じ 司	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
8	すぎ 杉	うら 浦	てつ 哲	ろう 郎	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
9	きの 木	した 下	ゆみこ 由美子		新任	社外	独立	



候補者
の番号

1 あお やぎ しゅん いち
青柳 俊一

(1955年7月12日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2007年 5月	当行常務執行役員
1996年 8月	当行国際部調査役兼 ニューヨーク駐在員事務所長	2007年 6月	当行常務取締役常務執行役員
2003年 7月	当行参事経営企画部担当部長	2009年 6月	当行取締役頭取CEO
2004年 5月	当行参事経営企画部長	2019年 4月	当行取締役会長（現職）
2004年 6月	当行執行役員経営企画部長		

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
5,100株
第2回第七種優先株式
4株

取締役候補者とした理由

1980年より当行の一員として、国際業務、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2009年6月より当行取締役頭取を務めた後、2019年4月に当行取締役会長に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

▶ 現担当

監査部



候補者の
番号

2 ^{うめ} ^だ ^{ひと} ^し
梅田 仁司

(1962年12月24日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当行入行	2016年 4 月	当行執行役員本店営業部長
2004年 1 月	当行市場金融部部長代理	2016年 5 月	当行常務執行役員本店営業部長
2006年 4 月	当行薬円台支店長	2017年 4 月	当行常務執行役員
2010年10月	当行経営企画部部長代理	2018年 6 月	当行常務取締役常務執行役員
2012年 7 月	当行参事経営企画部担当部長	2019年 4 月	当行取締役頭取CEO（現職）
2014年 4 月	当行参事経営企画部長		
2014年 6 月	当行執行役員経営企画部長		

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
4,600株
第2回第七種優先株式
10株

取締役候補者とした理由

1986年より当行の一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行常務取締役常務執行役員を経て、2019年4月に当行取締役頭取に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

▶ 現担当

秘書室



候補者
の番号

3 まつ まる りゅう いち
松丸 隆一

(1959年8月1日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行	2010年8月	みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員
1989年10月	株式会社スイス富士銀行出向	2014年6月	確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長
1994年11月	富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向	2017年5月	当行常務執行役員
2002年4月	みずほ証券株式会社資本市場第4部部长	2017年6月	当行取締役副頭取COO（現職）
2008年2月	株式会社みずほ銀行船橋支店長		

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
6,800株

▶ 現担当

人事部

取締役候補者とした理由

1983年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、国際業務、証券業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2017年より当行の一員となり、当行取締役副頭取として、経営経験も豊富な人物であります。

人事部、市場金融部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



候補者の番号 **4** ^{かん だ やす みつ} **神田 泰光** (1962年11月2日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行	2010年 4月	同行金融公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部長
2002年 11月	株式会社みずほ銀行高田馬場駅前支店副支店長	2016年 4月	当行出向経営企画部長
2005年 1月	株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）名古屋営業部第四チーム次長	2016年 6月	当行執行役員経営企画部長
		2017年 5月	当行常務執行役員経営企画部長
		2019年 4月	当行常務執行役員
2007年 4月	同行業務管理部業務推進役	2020年 6月	当行常務取締役・常務執行役員
		2024年 4月	当行取締役常務執行役員 ※役職名変更による（現職）

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式

4,800株

第2回第七種優先株式

6株

▶ 現担当

デジタルイノベーション部、市場金融部、総務部

取締役候補者とした理由

1986年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、業務管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の一員となってからも経営企画部、リスク統括部、事務本部（総合事務部、事務集中部）、総務部、お客さまサービス部、市場業務部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



候補者の番号

5 しら い かつ み
白井 克己

(1963年11月5日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当行入行	2015年 6 月	当行執行役員支店業務部長
2004年 11 月	当行柏支店地区法人部長	2016年 4 月	当行執行役員法人戦略部長
2007年 4 月	当行浦安支店長	2016年 5 月	当行執行役員営業副本部長兼法人戦略部長
2010年 4 月	当行営業統括部部長代理	2019年 4 月	当行常務執行役員エリア長兼本店営業部長
2012年 4 月	当行五井支店長	2020年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2013年 7 月	当行参事五井支店長	2020年 6 月	当行常務取締役・常務執行役員
2014年 4 月	当行参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長	2024年 4 月	当行取締役常務執行役員
2015年 4 月	当行参事支店業務部長		※役職名変更による（現職）

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
3,800株

▶ 現担当

営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）

取締役候補者とした理由

1987年より当行の一員として、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者の
番号6 と や ひ さ こ
戸 谷 久 子

(1952年8月1日生)

再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	千葉県入庁	2008年4月	同県健康福祉部次長
2000年4月	同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長	2009年4月	同県健康福祉部長
2002年4月	同県総合企画部女性サポートセンター所長	2011年4月	同県環境生活部長
2004年4月	同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事	2013年3月	同県退職
2007年4月	同県商工労働部次長兼総務部参事	2013年4月	千葉県国民健康保険団体連合会常務理事
		2015年6月	当行社外取締役（現職）

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
2,700株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



候補者の番号

7 やま だ えい じ
山田 英司

(1955年7月18日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
2,200株

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社	2011年6月	同社取締役常務執行役員
2001年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現・株式会社NTTデータグループ）金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長	2012年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2002年4月	同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長	2015年6月	同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長
2004年5月	同社決済ソリューション事業本部副事業本部長	2017年6月	当行社外取締役（現職）
2005年6月	同社執行役員	2021年6月	日本電子計算株式会社顧問 株式会社極洋社外取締役（現職）
		2022年6月	平和不動産株式会社社外取締役（現職）

▶ 重要な兼職の状況

株式会社極洋社外取締役
平和不動産株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本電子計算株式会社での、システム開発等の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。



候補者の番号

8 ^{すぎ} ^{うら} ^{てつ} ^{ろう}
杉浦 哲郎

(1954年7月30日生)

再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行	2004年4月	同社経営企画部付外向 みずほ総合研究所株式会社 （現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）チーフエコノミスト
2002年4月	株式会社みずほ銀行関連事業部付外向 株式会社富士総合研究所（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）理事チーフエコノミスト	2005年4月	同社執行役員経営企画部付 みずほ総合研究所株式会社 （現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）常務執行役員チーフエコノミスト
2003年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループグループ戦略第一部付外向 みずほ総合研究所株式会社 （現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）チーフエコノミスト	2007年4月	みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員
		2011年7月	同社副理事長
		2014年4月	一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事
		2019年6月	当行社外取締役（現職）

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
1,700株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者の番号

9 きのした ゆみこ
木下 由美子

(1961年7月13日生)

新任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本銀行入行	2018年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ チェアマン特命外交担当 (2020年3月退任)
1991年9月	マッキンゼー&カンパニー入社	2020年7月	公益財団法人東京都サッカー協会理事 (現職)
2004年4月	独立行政法人科学技術振興機構 (現・国立研究開発法人科学技術振興機構) 日本科学未来館入社	2021年3月	東京建物株式会社社外取締役 (現職)
2011年6月	KCJGROUP株式会社経営企画部長	2022年4月	一橋大学経営協議会委員 (現職)
2016年2月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ常勤理事 (2018年3月退任)		

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式
0株

▶ 重要な兼職の状況

公益財団法人東京都サッカー協会理事
東京建物株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

海外勤務などで培われた国際性と公益法人での多岐にわたる業務経験を活かし、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 戸谷久子氏、山田英司氏、杉浦哲郎氏及び木下由美子氏は社外取締役候補者です。当行は戸谷久子氏、山田英司氏、杉浦哲郎氏の3氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届出を行っており、本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、本議案において木下由美子氏の選任が承認可決された場合、同氏を同様の独立役員とする予定であります。
3. 山田英司氏は、過去10年間に、当行の特定関係事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現・株式会社NTTデータグループ）の業務執行者かつ役員であったことがあります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、候補者戸谷久子氏、山田英司氏及び杉浦哲郎氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において木下由美子氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加藤重人氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬等諮問委員会」による審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。金杉毅氏は、任期満了前に監査役を辞任される加藤重人氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了するときまでとなります。



かなすぎ つよし
金杉 毅

(1965年12月24日生)

新任

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年4月	入行	2017年10月	参事 事業戦略部長
2009年4月	原木中山支店長	2018年10月	人事部参事役 (外部出向)
2010年5月	人事部上席調査役 (外部出向)	2020年4月	執行役員 審査部長
2012年10月	津田沼支店長	2022年4月	執行役員 エリア長兼千葉西ブ ロック長兼本店営業部長
2015年4月	審査部部長代理	2024年4月	執行役員 (現職)
2015年7月	参事 審査部担当部長		

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式	5,200株
第2回第七種優先株式	1株

監査役候補者とした理由

1989年より当行の一員として、審査業務、営業等に携わり、審査部長、本店営業部長を務めるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行における実務を通じて監査に関する十分な知識と経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 金杉毅氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉

本総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

氏名	地位	独立性 (社外)	企業経営・ 経営管理	法務・リスク マネジメント	財務会計・ ファイナンス	金融	IT・ デジタル	コーポレート ガバナンス・ サステナビリティ	営業推進	行政・ 地域経済
青柳 俊一	取締役		●	●	●	●	●	●	●	●
梅田 仁司	取締役		●	●	●	●	●	●	●	●
松丸 隆一	取締役		●	●	●	●		●	●	●
神田 泰光	取締役		●	●	●	●	●	●		
白井 克己	取締役		●					●	●	●
戸谷 久子	取締役	社外						●		●
山田 英司	取締役	社外	●				●	●		
杉浦 哲郎	取締役	社外				●		●		●
木下由美子	取締役	社外		●	●	●		●		●
横山 均	監査役			●	●	●		●		
金杉 毅	監査役			●	●			●		
菊川 隆志	監査役	社外	●	●	●			●		
豊島 達哉	監査役	社外	●	●	●			●		

〈ご参考〉

社外役員に係る独立性判断基準の概要

1. 当行またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者」という）、またその就任前10年間ににおける業務執行者ではないこと
2. 当行の現在の主要株主（注1）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人、また最近5年間ににおけるそれらの者ではないこと
3. 当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人ではないこと
4. (1) 当行又はその子会社を主要な取引先（注2）とする者又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間ににおける業務執行者ではないこと
(2) 当行の主要な取引先（注3）である者又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間ににおける業務執行者ではないこと
5. 当行又はその子会社から一定額（過去3平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
6. 当行又はその子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
7. 現在の当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員等、また最近3年間、当該社員として当行又はその子会社の監査業務を担当した社員等ではないこと
8. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、また、当行又はその子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（注4）の社員等ではないこと
9. 上記1～8に該当する者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）ではないこと
10. 独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が12年間を超えないことを要する。
ただし、社外役員としての貢献度合いや引き続き就任させる必要性の観点等から、指名・報酬等諮問委員会の答申も経た上で再任が適当と認められる場合には、通算の在任期間が12年間を超える者であっても独立性を有する社外役員として再任されることができる。
11. その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
(注1) 総議決権の10%以上を所有する株主
(注2) 当行から、当該取引先における直近事業年度の年間連結総売上高の2%以上の支払がある先
(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払を行っている先
(注4) 過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその子会社から受けたファーム
(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士
(注6) 二親等内の親族

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしましたことと存じます。

なお、本議案につきましては、手続きの公平性・透明性を確保するために、独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬等諮問委員会」による審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



よね くら ひで ゆき
米倉 偉之 (1952年6月4日生)

▶ 略歴及び重要な兼職の状況

1984年4月 弁護士登録
1984年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所
(現在は、東京丸の内法律事務所) 入所 (現職)

社外監査役の補欠として選任する理由

米倉偉之氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

所有する当社の株式の種類及び数

0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 米倉偉之氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏を、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- 保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。候補者は、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額につきましては、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当行では、企業価値の持続的な向上を促進させるために必要な専門知識を有する人材の登用や、更なるガバナンス強化を図るための取締役増員等に備え、柔軟かつ機動的な体制を整えるため、当行と同規模の他行における水準、当行の財務状況、外部環境の変化等も考慮の上、取締役の報酬額を年額300百万円以内に増額いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与および賞与は含まないものとし、支給時期や個人別の報酬額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

第6号議案

監査役の報酬額改定の件

当行の監査役の報酬額につきましては、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、年額60百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当行では、企業価値の持続的な向上を促進させるために必要な専門知識を有する人材の登用や、更なるガバナンス強化を図るための人材確保の必要性を勘案し、当行と同規模の他行における水準、当行の財務状況、外部環境の変化等も考慮の上、監査役の報酬額を年額80百万円以内に増額いたしたいと存じます。

なお、監査役の個人別の報酬額は、従来どおり監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）となります。

第7号議案

取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の件

当行は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、取締役の基本報酬とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てることについてご承認いただきました。

また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限を1,200個とすることについてご承認いただきました。

その後、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において、会社改正法に伴い株式報酬型ストックオプション等に関する株主総会決議事項が明確化されたことを踏まえ、従前の内容に実質的な変更を加えるものではないものの、改めて、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容につきご承認いただき、今日に至っております。

今般、当行では、企業価値の持続的な向上を促進させるために必要な専門知識を有する人材の登用や、更なるガバナンス強化を図るための取締役増員等に備え、柔軟かつ機動的な体制を整えるため、当行と同規模の他行における水準、当行の財務状況、外部環境の変化等も考慮の上、第5号議案における取締役の報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプション報酬として割り当てる新株予約権を年額70百万円以内に増額いたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

以上

〈ご参考〉

トピックス

千葉興業銀行のサステナビリティへの取り組み

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、長期的な視点に立ち、「サステナビリティ重点項目」に取り組むことで、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

サステナビリティ重点項目（マテリアリティ）



マテリアリティ

1

産業の活性化と千葉の魅力創造

地域資源を活用した特産品の開発や地場産業の育成などを通して地域経済を活性化させ、千葉の新たな魅力創造に取り組めます。

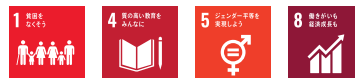


マテリアリティ

2

千葉の未来を担う人材の育成

地域の成長を支える人材の育成に取り組むとともに、一人一人の働きがいと経済的な質の向上に取り組めます。



マテリアリティ

3

安心して暮らせる豊かな千葉の実現

地域の防災・防犯への備えや医療体制の整備をはじめ、環境への負荷を軽減する取り組みを通じて、安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組めます。



中長期的なKPI（Key Performance Indicator）

	経済	社会	環境
	ESG投融資・サステナブルファイナンス	①女性役職率 ②金融リテラシー教育参加人数	CO ₂ 排出量の削減
2030年までに	累計実行額 1兆円	①35%以上 ②延べ1万人	2019年度比48%削減
中計KPI（3年間）	累計実行額 3,500億円	①30%以上 ②3,000人以上	2019年度比20%削減
中計KPI2023年度実績（速報値）	累計実行額 4,302億円	①36.7% ②5,423人	2019年度比28%削減

※2023年8月に、中長期的なKPIの中で脱炭素を推進していくにあたり重要な要素となるESG投融資・サステナブルファイナンスとCO₂排出量削減目標を上方修正することいたしました。

産業の活性化と千葉の魅力創造

「Go To道の駅キャンペーン」へ「ちばトク！」が参加

明治安田生命保険相互会社・千葉本部が実施する「Go To道の駅キャンペーン」で人気商品が割引となるクーポンを、「ちばトク！」特設ページに掲載いたしました。「ちばトク！」は当行お取引先の商品・サービス・クーポン情報等を掲載した、当行が運営する地域情報サイトです。

道の駅やちよ、道の駅むつざわ つどいの郷、道の駅いちかわ、道の駅富楽里とみやま、道の駅しようなんの5駅で実施し、産業・観光振興に貢献いたしました。



子ども向け絵本「ちばのいちばんしってた？」の制作

千葉県の魅力を地域の子どもたち、親世代の方々に広く知ってもらうことを目的とし、当行オリジナルキャラクターであるちばコーギーを主人公とした子ども向け絵本「ちばのいちばんしってた？」を制作いたしました。

当行のサステナビリティ重点項目で謳っております「次世代が誇れる光り輝く千葉」をテーマとして、千葉県が全国に誇る名産や名所をちばコーギーが紹介する物語です。

絵本のイラストは、ちばコーギーの原案者であり、学生時代に幼児教育について学んだ当行行員が描き下ろしました。

制作した絵本は、当行お取引先を中心に県内の保育園、幼稚園、託児所等157先に寄贈し、社会福祉法人おもしろ福祉会 ちはら台東保育園さまにて開催した贈呈式では、ちばコーギーの原案者である当行行員が園児に対して絵本の読み聞かせを行いました。

デジタルBOOK版
はこちら



〈ご参考〉トピックス

マテリアリティ

2

千葉の未来を担う人材の育成

千葉県内の学校での金融出張授業の開催

次世代を担う子どもたち、若者への金融経済教育の普及を図るため、当行員が講師として千葉県内の小学校、中学校、高等学校、大学に伺い、金融教育に関する出張授業を開催しております。児童・生徒・学生には、ゲームも交えてお金の価値や経済の仕組み、ライフプランニングや資産形成の大切さ等について学んでいただいております。

2023年度は5校の学校、540名の児童・生徒・学生にご参加いただきました。



若手行員のエンゲージメント向上を目的としたイベントの開催

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、内定式、入行式、研修等がオンライン主体での開催となり、同期と直接会う機会がほとんどなかった若手行員のモチベーションやエンゲージメントの向上を目的とした交流イベントを開催いたしました。グループワークや懇親会を通じて、同世代の若手行員同士の親睦を深めるとともに、常務役員と直接交流する機会を設けることで、行内コミュニケーションの促進を図りました。



コンサルティングプラザ千葉ニュータウン2階の有効活用

千葉ニュータウン支店がコンサルティングプラザに転換したことで生じた2階の空きスペースを印西市ファミリーサポートセンターに賃貸し、地域の子育て支援に資する活動やヨガ教室等の拠点として有効に活用していただいております。ファミリーサポートセンターは、地域で子育てのお手伝いをしたい方と子育てを手伝ってほしい方が会員となり相互に援助活動を行う会員組織で、運営は各市区町村が行っています。





安心して暮らせる豊かな千葉の実現

「ちば興銀の森」(第2期)の森林整備活動をスタート

当行は、千葉県が推進する「法人の森」事業に賛同し、2014年より、「ちば興銀の森」第1期として匝瑳市新堀にて植樹や下草刈り等の森林整備活動を進めてまいりました。この第1期が終了したことから、千葉県と新たに「法人の森」協定を締結し、山武市蓮沼に活動の場を移して「ちば興銀の森」第2期の活動を開始いたしました。5年間で4,500本の植樹を予定しており、海岸県有保安林0.9haの再生をめざします。そのスタートにあたり、植樹式を開催し、当行役職員とその家族が有志ボランティアとして参加いたしました。



「ecoフェスin印旛沼」の開催

佐倉ふるさと広場および印旛沼にて「ecoフェスin印旛沼」を開催し、当行役職員およびその家族に加え、特定非営利活動法人環境パートナーシップちばのみなさまにご参加いただき、印旛沼の流域や生物多様性に関するセミナーと、ゴミ収集を目的とした印旛沼周辺の環境美化活動を行いました。多様な生物の生息地となっており、人々の生活にも密接に結びついている印旛沼の環境を保全していくことの大切さについて参加者が全員が学び、行動を起こす機会となりました。



2023年度に参加した国内外のイニシアチブ

- ・ Partnership for Carbon Accounting Financials
- ・ GXリーグ
- ・ 生物多様性のための 30by30アライアンス
- ・ 千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアム
- ・ 環境パートナーシップちば



〈ご参考〉

政策保有株式について

当行における政策投資株式の基本方針は、当行の企業価値向上に向けて、真に必要な場合についてのみ投資を行うものとし、保有合理性があると判断するものについては、これを継続保有するものとしております。また、政策投資上場株式については、これら方針に定めるものを除き、縮小を基本方針とすると定めております。

保有合理性については、毎年取締役会にて個別に保有目的を踏まえ検証を実施しております。採算性の確認については当行資本コストを勘案した基準を用いて判断しております。なお、採算性の基準を満たさない等の保有意義が希薄化した銘柄については保有意義の改善を目指す、もしくはお取引先企業の理解を得たうえで売却を進めてまいります。

政策保有株式の推移

(単位：百万円)


	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保有株式銘柄数	103先	102先	91先	87先	82先
取得原価（簿価）	14,825	14,595	13,636	11,688	10,268
貸借対照表計上額（時価）	29,418	36,239	37,912	34,480	43,039

〈ご参考〉

〉 株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
剰余金の配当基準日	3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	6月
単元株式数	100株
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
公告方法	電子公告 (https://www.chibakogyo-bank.co.jp/) ただし、事故その他のやむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

〉 株式事務のお問い合わせ先

	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合 (特別口座の場合)
住所変更、株式配当金受取り方法の変更およびマイナンバーのお届出などのお問い合わせ	お取引の証券会社等になります。	 みずほ信託銀行 証券代行部 ホームページ https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00) 電子提供制度専用ダイヤル 0120-524-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
未払配当金、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行までお問い合わせ願います。	
株主総会資料の電子提供制度(書面交付請求)についてのお問い合わせ	お取引の証券会社または右記みずほ信託銀行までお問い合わせ願います。	
ご注意		特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。株式の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続を行っていただく必要があります。
株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い	・株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 ・お届出が済んでいない株主さまは、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。	

株主総会会場のご案内

- 1 総武線**
西千葉駅から
徒歩約11分 (約900m)
- 2 京成線**
西登戸駅から
徒歩約8分 (約700m)
- 3 京葉線**
千葉みなと駅から
徒歩約15分 (約1,200m)
- 4 モノレール**
千葉みなと駅から
徒歩約15分 (約1,200m)



お願い

駐車場スペースに限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。